

# あなた と 都税

3月号

2017  
(平成29年)  
第567号

今月の特集は

TAX & TOKYO



## 「ご存知ですか?こんな税金もあります!」

今月の特集では、普段は馴染みがなく、あまり知られていない都税についてご紹介します。

**東京の伝統工芸品** 東京には、歴史と風土に生まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在します。東京都では、これら伝統工芸品の指定制度を設け産業振興を図っています。写真はそのひとつ「江戸切子」です。(画像提供:江戸切子協同組合)

### 新社会人の皆さんへ ~知っておきたい税のこと~

東京都では、就職を控えた新社会人の方に向けて、税への関心や税を通じた社会への参加意識を高めることを目的とした、タックス・タクちゃん出演のPR動画を作成しました。主税局ホームページ掲載のほか、東京メトロのデジタルサイネージ(上野駅、池袋駅、明治神宮前駅)等でも3月末まで公開中です。

新社会人 都税

検索 🔍



主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん

教えて!

タク  
ちゃん

## 特集

# ご存知ですか?こんな都税もあります!

今年度、固定資産税や自動車税など、身近な都税を中心に特集をしてきましたが、今月号では、あまり知られていない都税についてご紹介します。

### ケース1

#### 事業所税

タクちゃん



事業所税は、都市環境の整備や改善に関する事業の財源に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市でのみ課税される市町村税だよ。東京都では、23区内において特例で都税として課税されていて、他には武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市\*でも課税されるよ。

\*当該4市の事業所税については、各市役所にお問い合わせください。

ノンちゃん



事業所ってことは、法人に対して課税されるということかしら?

タクちゃん



法人でも課税されない場合があるし、個人事業主でもかかる場合があるよ(下記の表を参照)。課税の対象になるかどうかは、法人であれば事業年度末日、個人の場合\*は12月31日の現況によって判断するよ。

	対象となる方
資産割	23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える規模で事業を行う法人または個人 税額=事業所床面積(㎡)×税率600円
従業者割	23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人または個人 税額=従業者給与総額×税率0.25%

\*個人の方の事業所税の申告納付期限は3月15日です。(4ページ目の「お知らせ」参照。)

タクちゃん



ちなみに、事業所等っていうのは、事務所または事業所のこと、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれるよ。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などだね。

### ケース2

#### ゴルフ場利用税

ノンちゃん



おじさんが、ゴルフをするのに税金がかかるって言っていたわ。

タクちゃん



ゴルフ場利用税のことだね。ゴルフ場のホール数や利用料金によって等級が定められているんだけど、等級に応じた額を利用者の人に納めてもらってるんだ。これを1か月ごとにまとめて、ゴルフ場経営者などが申告するんだよ。

ノンちゃん



ゴルフをする人であれば、みんなにかかるのかしら?

タクちゃん



18歳未満の方や70歳以上の方、国民体育大会に参加する方がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合等には課税されないよ。

### ケース3

#### 狩猟税

タクちゃん



ノンちゃんは「狩猟税」って聞いたことがあるかな?鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税だよ。

ノンちゃん



初めて聞いたわ!誰に対して課税される税金なの?

タクちゃん



狩猟をしたい人は、狩猟免許とは別に、狩猟したい都道府県ごとに毎年申請を行って、「狩猟者登録」をするんだけど、狩猟税は、この登録を受けるときに納めるんだよ。税額は免許の種類によって異なるよ。

## 都税事務所の管轄

税目によって所管区域が異なりますので、お問合せや申請・届出の際にはご注意ください。  
 なお、島しょについては、各支庁で申告書・申請書の受付を行っております。

### 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税

#### ■ 23区内

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
個人事業税 法人事業税 地方法人特別税 法人住民税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿		渋谷			豊島			
事業所税	千代田				中央					港			新宿										

※ 23区内については、住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付は行っております。

#### ■ 多摩地区(23区外)

八王子都税事務所	八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
立川都税事務所	立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市

### 固定資産税・都市計画税(23区内)

### 不動産取得税

資産の所在する区にある都税事務所 ■ 23区内:資産の所在する区にある都税事務所 ■ 多摩地区(23区外):上記の個人事業税等の場合と同じ

### 軽油引取税

所管区域	千代田区	中央区	文京区	台東区	荒川区	都外※1	港区	品川区	目黒区	大田区	渋谷区	新宿区	世田谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	板橋区	練馬区	墨田区	江東区	足立区	葛飾区	江戸川区	多摩地区※2
所管都税事務所	中央						港			新宿						江東					立川				

※ 1 都外に本店を有する場合 ※ 2 多摩地区:多摩の市町村全域

### その他

都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割:中央都税事務所

狩猟税:新宿都税事務所、立川都税事務所

都たばこ税:港都税事務所

宿泊税:千代田都税事務所



### 納税証明書の発行

全ての都税事務所で行っています

## 便利な納付方法① ~クレジットカード納付~

パソコン・スマートフォン等から、インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト:<https://zei.tokyo/>)にアクセスし、納付することができます。

### ご利用いただける主な税目

自動車税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)\*、固定資産税(償却資産)\*、個人事業税、不動産取得税

\* 23区内に所在する資産が対象です。

※税額に応じた決済手数料がかかります。

## 便利な納付方法② ~口座振替~

ご利用している預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税できる制度です。

### ご利用いただける税目

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)\*、固定資産税(償却資産)\*、個人事業税

\* 23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分についてはご利用になれません。

口座振替のお問合せ先:主税局徴収部納税推進課

☎ 03-3252-0955



パラリンピアン  
(アルペンスキー)  
大日方邦子さん

東京都出身。1994年リレハンメル大会から5大会連続パラリンピック出場、合計10個のメダルを獲得(金2、銀3、銅5)。冬季パラリンピック日本人初の金メダリスト。日本パラリンピアンズ協会副会長。

## みんなで盛り上げるパラリンピックに

私は会社に勤めているので、給与明細で天引きされる税金の額を確認しますし、確定申告もするので、税金は身近に感じています。みんなで支えあう社会では、税金は根幹となるものなので、自分も社会で働く中で納税者のひとりでありたいと思っています。そういった意識をみなさんに持ってもらうためにも、税金の使われ方がより明確に分かるようになると思います。

現在はパラリンピックに対する関心も高まり、みなさんの意識も変わってきています。こういった流れを今後も長く続けていくために、行政の側からも選手の話の聞き

たり、競技を見てもらう機会をもっと増やしてほしいです。現役選手だけでなく、OBの選手も活かして、できるだけ多くの人を巻き込んで、パラリンピックに関わりを持ってもらいたいと思っています。また、選手をサポートする人も大勢いるので、その方々にも目を向けてほしいです。

アルペンスキーの一番の魅力は、なんといってもスピード感です。チェアスキーのような用具や、ガイドとペアで滑る視覚障がい選手など、独自の見どころもあります。ルールに詳しくなくても楽しめるので、ドキドキしながら応援してほしいです。

## お知らせ

### 自動車の移転・廃車手続はお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

\*平成29年3月31日(金)までに手続をお済ませください。

☎ 東京都自動車税コールセンター  
☎03-3525-4066(平日9時~17時)

### 自動車税住所変更届の提出

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の変更登録の手続が必要です。手続が遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

☎ 東京都自動車税コールセンター  
☎03-3525-4066(平日9時~17時)

## 個人で事業を営む方へ

### ○個人事業税の申告期限は3/15(水)です

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方は申告が必要です。

※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

※事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

☎ 所管都税事務所の個人事業税班または都税支所・支庁

### ○事業所税(23区内)の申告納付期限は3/15(水)です

平成28年12月31日現在、次の要件に該当する方は、申告納付が必要です。

- ・資産割：23区内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
- ・従業者割：23区内の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に納税義務があった場合
- 事業所等の合計床面積が800㎡

を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合

☎ 所管の都税事務所の事業所税班

## ★ご案内

### 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

平成29年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方は、所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿がご覧になれます。

・期間：4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く)

・時間：9時~17時

・場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。詳細は、主税局HPまたは下記問合せ先へお願いします。

☎ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税班

### ●編集後記

3月は暖かくなると同時に、本格的な花粉のシーズンにも突入します。毎年3月は年度末であつという間に過ぎてしまっていますが、花粉シーズンも早く過ぎ去って欲しいです。(H)